

重層的支援体制整備事業について



～世代や分野を超えた
包括的な支援体制の構築を目指して～

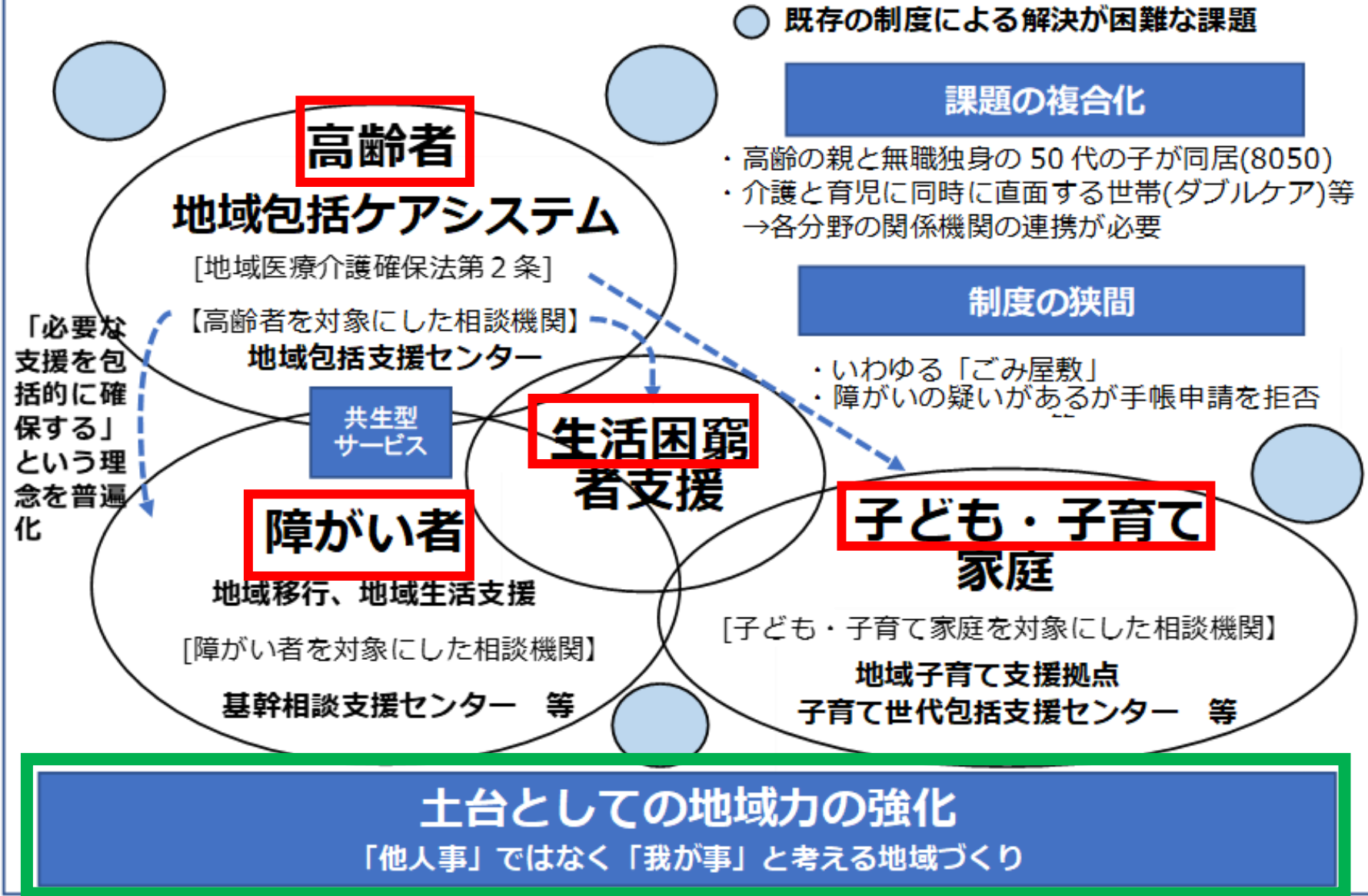
春日井市 健康福祉部地域福祉課
重層的支援担当 伊藤 佳恵

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

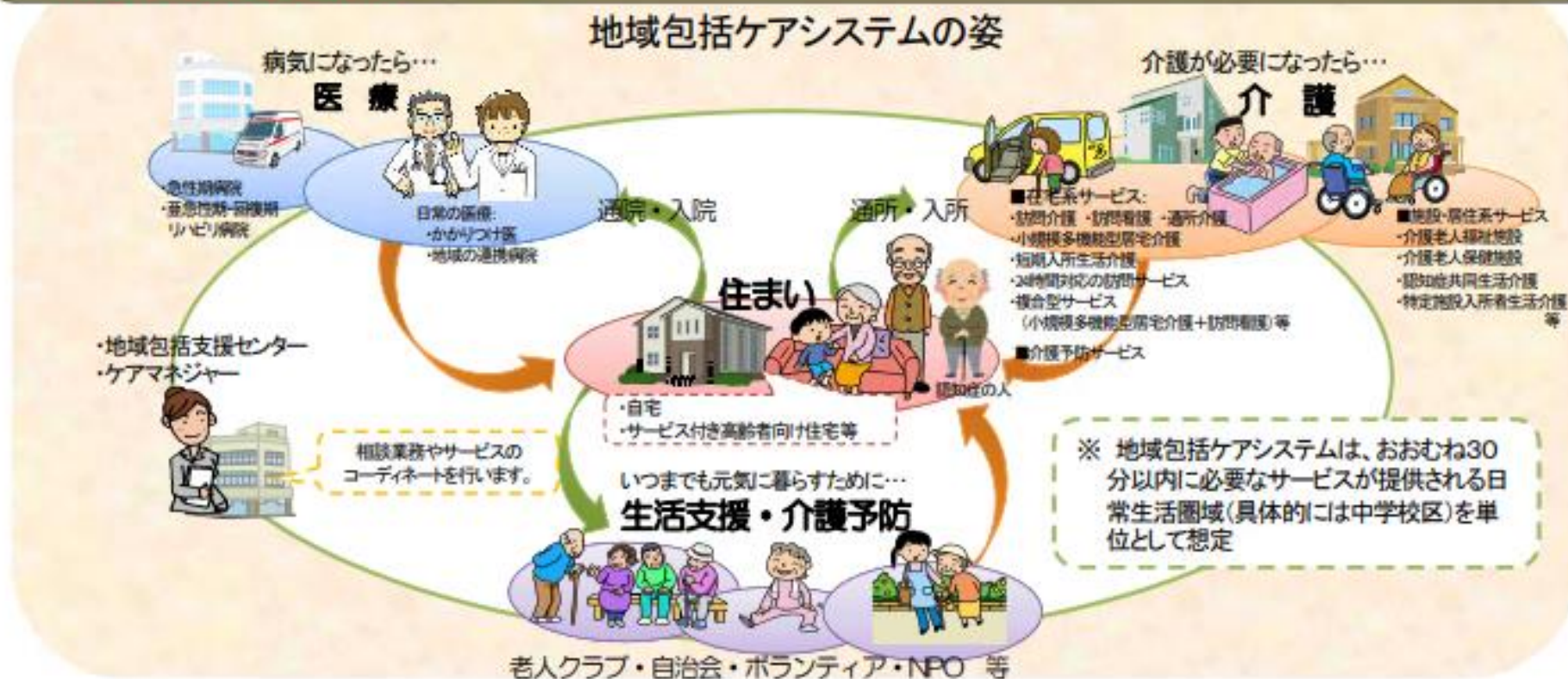


地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



概念の整理

地域共生社会の実現

(社会福祉法第4条第1項)

包括的な支援体制の整備

(法第106条の3)

重層的支援体制整備事業

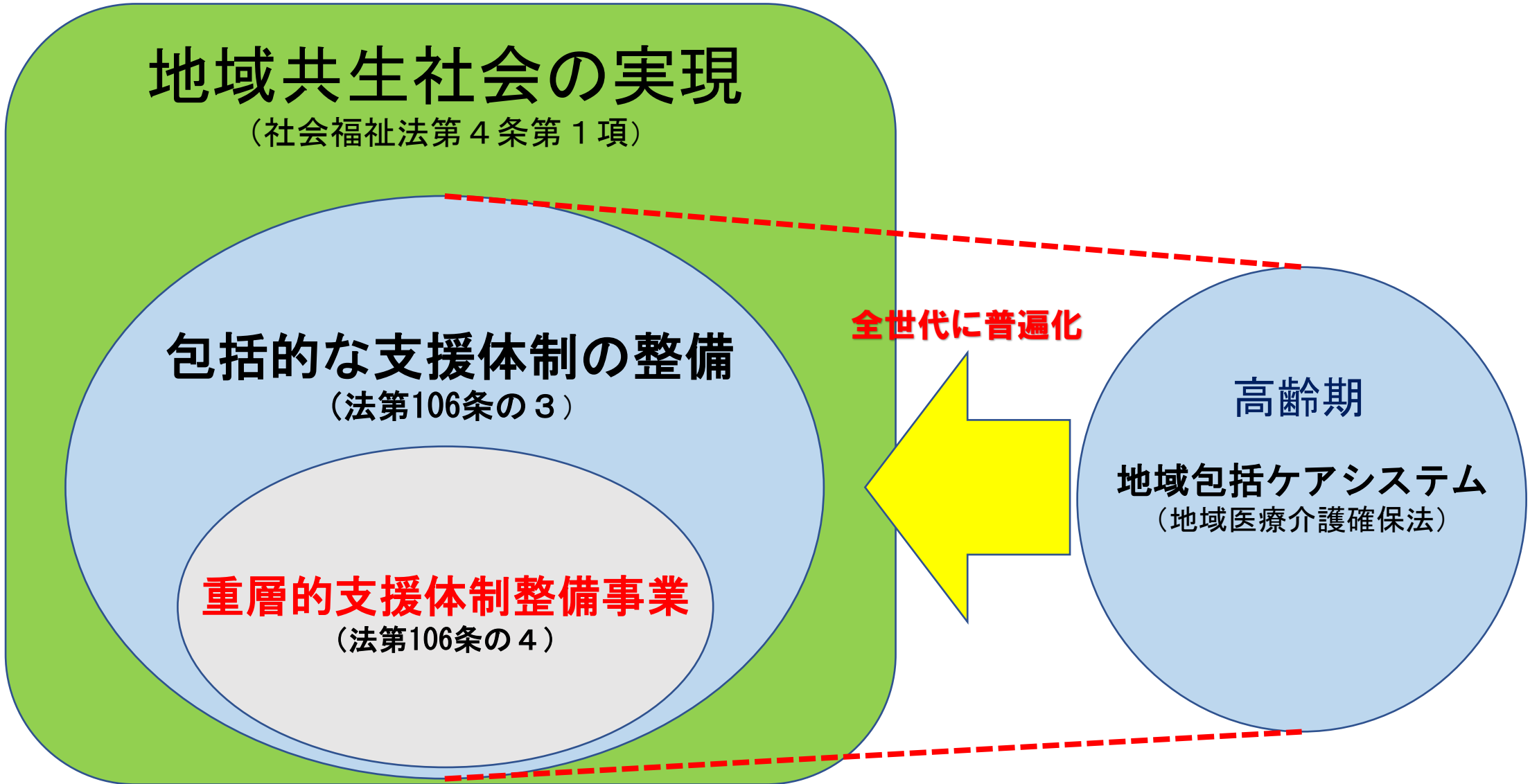
(法第106条の4)

全世代に普遍化

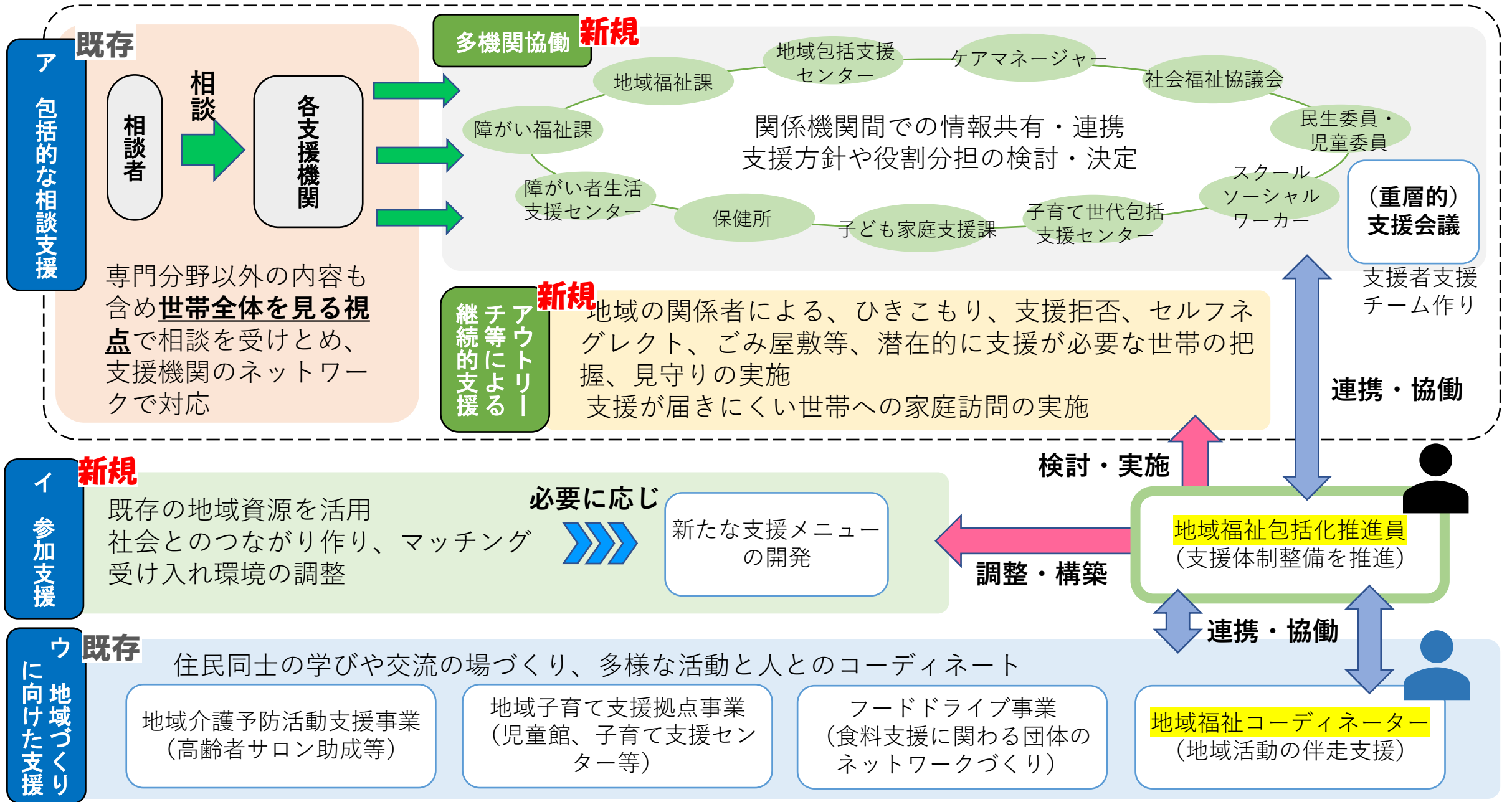
高齢期

地域包括ケアシステム

(地域医療介護確保法)



2 春日井市の重層的支援体制整備事業のイメージ（令和5年8月時点）



3 包括的支援体制の構築に向けた2つのアプローチ

